森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 ~当面5年間(R6~R10)の考え方~

(浦 臼 町)

本町の森林面積は 4,852 ヘクタールで、総面積の約 48%を占めており、その内町有林は 428 ヘクタール、町有林を除く一般民有林(私有林等)は 1,783 ヘクタールあります。

町内の林業事業体が不在となって以降、手入れに行き届いていない森林が顕在化しており、林業従事者の減少や森林所有者の不在村化、相続による世代交代に伴う森林所有者の 経営意欲の低下などから整備が行き届かない森林がさらに増加することが懸念されます。

このため、本町では森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、国から譲与される森林環境譲与税について、基金を造成したうえで有効に活用するため、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本町の私有林等のうち、4割(全国:3割)については、森林経営の委託を受けた者による森林経営計画(属地計画)が作成されており、計画的な森林の整備が進められています。

このため、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、山地災害の防止をはじめとする森林の有する多面的機能の持続的な発揮に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

町内で北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は6社ありますが、就業者の 高齢化が進んでいるとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。

このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、 就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3 木材利用の促進

町内には製材工場がなく、伐採木の多くは近隣の市町村へ出荷されています。 このため、町内産人工林材の付加価値向上を図るため、地域材利用推進方針に基づき、 町内の公共施設や民間施設の木造化・木質化を検討・推進します。

4 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性、新たな森林経営管理制度について町民の理解の促進を図るため、青少年に対する木育活動のほか、広報誌など活用した周知・普及啓発等に努めます。